

必要書類（別記様式 1 - 2 被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合）

	譲渡日が平成31年3月31日以前の場合	譲渡日が平成31年4月1日以降の場合（※）
①	被相続人の除票住民票の写し	被相続人の除票住民票の写し ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合には、当該被相続人の戸籍の附票の写しも必要です。
②	申請被相続人居住用家屋の相続人全員の住民票の写し ※相続開始の直前から、申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時までの住所がわかるものがが必要です。 ※相続開始の直前以降、当該相続人が居住地を2回以上移転している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しも必要です。	申請被相続人居住用家屋の相続人全員の住民票の写し ※相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、老人ホーム等入所の直前）から、申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時までの住所がわかるものがが必要です。 ※相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、老人ホーム等入所の直前）以降、当該相続人が居住地を2回以上移転している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しも必要です。
③	申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の売買契約書の写し、売却後の土地の登記事項証明書の写し等、土地の譲渡日が確認できるもの	
④	法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し	
⑤	申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する以下の書類のいずれか ア 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 イ 申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、 当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告している ことを証する書面の写し（宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る。） ウ 所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	
⑥	申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失の時から当該取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の時までの申請被相続人居城用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真	
⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下のア～ウの書類 ア 介護保険の被保険者証の写し又は障害者福祉サービス受給者証の写し ※要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可です。 イ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し ウ 電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類若しくは老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	

※平成31年4月1日以降の譲渡については、要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば特別控除の適用対象となります。

「老人ホーム等」とは、以下に該当する施設をいいます。
ア 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
イ 介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院
ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅
エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限る。）、共同生活援助を行う住居